

介護ロボット導入支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業のうち、介護ロボット導入支援事業を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業者

補助対象事業者（以下「事業者」という。）は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 香川県の県税に滞納がないこと
- ② 実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され、改善が確認されていること

3 事業内容

事業者が介護ロボットを導入する経費の一部について助成する。

なお、事業の対象となる介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化を支援することを目的とするもので、次の①から③の全ての要件を満たす介護ロボットとする。

① 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

② 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- (i) ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これらによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。
- (ii) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット。

③ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入等ができる状態にあること。

4 対象経費

事業者が、介護ロボットの購入、レンタル又はリースに要する経費。ただし、設置工事費及び保険料は除く。

5 補助額等

(1) 補助額

1機器につき補助額は10万円とする。ただし、経費が20万円未満の場合は、経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

(2) 助成1回当たりの導入台数

- ① 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
- ② 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

(3) 介護ロボット導入計画との関係

下記6に定める介護ロボット導入計画1計画につき1回の助成とする。

6 交付申請

交付要綱第4条に定める補助金交付申請書に介護ロボット導入計画（様式適宜）を添付するものとする。

なお、介護ロボット導入計画は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画とし、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護サービス事業者等の参考となるべき内容とする。

7 実績報告

交付要綱第9条に基づき実績報告を行うとき、交付要綱第6号様式別紙1（事業実績報告書）において、導入による効果に関するデータを記載すること。

なお、当該データは、客観的な評価指標（介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護サービス事業者等の参考となるべき内容等）に基づくものであること。